

## 各会派の意見開陳

## 各会派の意見開陳

### (1) 墨田区議会民進党墨田の会

今回の事件は、松本ひさし前議員が引き起こした、公人であり、選挙によって選ばれた議員の常識の枠を超えた、墨田区政始まって以来の事件です。

選挙に立候補した方々は、それぞれ墨田区に対しての思いを実現するために立候補するのです。有権者の区民の皆様には、そういう人と見られるのです。したがって、悪いことをするなど想定するはずもないのです。

今回の事件は、長い間、歴代の議員が築き上げてきた墨田区議会に大きな汚点を残しました。残念でなりません。ぜひ、委員会報告書には、墨田区議会議員としての在り方、議員としての公人の在り方、議員をめざす者としての在り方をくみ取っていただけるよう要望します。また、今後、区議会で議論の場があることを望みます。

政務活動費については、それぞれの議員が性善説に基づいて、議員の調査・研究活動が自由活発に行われるよう、今までどおり前払いを行われるべきと考えます。その上で、通帳口座の記帳など、年度内における、数回における定期的なチェック体制や、複数の目による目視確認、第三者による客観的な監視体制についても区議会で議論されることを望みまして、意見開陳とします。

### (2) 新しいすみだ

今回の事件は、松本前議員によって起こされた重大な犯罪行為です。

日本各地の自治体で政務費に係る事件が続いている、国民も政務活動費の使用については不信の目を持っています。まさにそのような時に、この事件を起こした松本前議員の責任は重大であり、刑事告発は当然だと思います。

また、自民党会派の管理責任も問われます。

その意味で、当時の会派の幹事長であった沖山議長が、委員長時代の給与の10パーセントを返上することは当然の責任の取り方だと思います。

再発防止策についてですが、基本的には会派の責任だと思います。

会派としてしっかりした対応策を出して、区民に説明する必要があります。また、現在年2回の政務活動費の支給は年4回にした方が良いと思います。つまり、4月、7月、10月、1月の4回です。

また、それに合わせて収支報告書の提出は、年2回にしてはどうでしょうか。つまり4月から8月までの収支報告書を9月末に提出してから、10月の支給を受けるわけです。議

会事務局としては、これまで年度末に膨大な報告書を受け取っていた代わりに、9月に約半分の収支報告書を受け取るので、事務作業量はほとんど変わらないと思います。7月と1月の支給に関しては残高の証明書を提出してから、支給を受けるようにします。

また、この様な事件が起こった以上、抜本的な政務活動費制度の改革をしないと区民は納得しないと思います。区議会で二度と政務活動費に係る事件が起らぬよう体制をつくる必要があると思います。

これまで、政務活動費については、それぞれの会派と事務局でチェックをする体制でした。私は、これからはしっかりと監査制度をつくる必要があると思います。私は、ひとつのアイディアとして、区議会の中に政務活動費の監督監査委員会をつくり、各会派の代表が政務活動費の使い方をお互いにチェックするような体制をつくってはどうかと思います。例えば、自民党会派の政務活動費の使用や管理体制を、共産党や公明党会派の代表者がチェックするわけです。つまり区議会全体で、政務活動費について責任を負うということです。

このように、お互いに政務活動の管理や使用をチェックする委員会を設立することを、是非、議会改革特別委員会で議論していただきたいと思います。

最後に、区民に対する報告会は、抜本的な制度が完成してから行うべきだと思います。

### (3) 墨田オンブズマン

はじめに、議員の責任について。

松本ひさし元議員の行為は重大な犯罪行為であり、刑法 253 条で定める「業務上横領」に該当し、通帳の残高を偽造した行為は刑法第 159 条「私文書偽造」に該当するおそれがあり、民事上では 709 条の「不法行為」となる行為である。したがって、不法行為に伴う被害額や、それによって生じた損害については弁済責任を果たさせなければならない。

さらに、社会的責任として、墨田区議会及び区議會議員の品位や信頼をおとしめた行為は許されない。よって、刑事罰を与えること、受けた損害について弁済させることを、墨田区議会自民党が確実に履行されることを求めるとともに、本人には罪を償い、社会に更生されることを願います。

墨田区議会自由民主党の責任について。

そもそも、議員として自由民主党が公認した段階で、議員としての適性や経済的な背景など身辺調査されたのか疑問である。私のほうで独自に調査した結果、既に近隣住民からは借金問題があったことが囁かれていたこと。会社の経営も大手民間機関に調査を依頼したが、具体的な事業実態が見当たらず調査が不可能であるとの回答があったこと。こうした背景から、虚業に過ぎない可能性があることは、身辺調査をすれば分かったことが予想される。

このような者が産業都市委員会の要職である副委員長に任命されたことも、70余年にわたる先輩区議会議員が積み上げてきた信頼や実績をおとしめてしまった責任は重大である。

続いて監督責任として、経理責任者一人に任せっきりにしており、何らチェック機能がない状態が長年の慣例にされていた点は、犯罪予防やリスク管理という点で無防備であった責任も大きい。

区議会に対する最大の問題は、事件発覚から公表されるまで約2ヶ月間も経過しており、この間には都議会議員選挙があり、速やかに公表していればこうした結果にも影響が出でいたことが予想される。また、議員報酬や期末手当を支払わずに済んだことは言うまでもない。

参考人招致では、「会派からの指示で、ほかに気付かれないようにと言われた」との証言から、組織的に隠ぺいされたという感触がぬぐいきれない。事件後、区民からの陳情で控室に登庁した際、例年には全く見られなかった登板表に自民党の議員全員がたびたび集まっていたことに気付き、都議会議員の選挙期間中に大勢集まっているのは不自然だと感じてきました。このことは、会派全体が事実関係を知っており、誰も区議会に報告しようとしなかったことは、幹部の命令で緘口令が敷かれたことを想像せざるを得ない。

こうした背景から、自民党幹事長の責任は重く、こうした重大事件が発生していたにもかかわらず2ヶ月も公表しなかった自民党の執行部の責任は重大である。さらに、議長に至っては、区議会の顔ともいわれる重職にありながら、議長が自ら英断を下せず、区議会に報告しなかった責任は最も重い。よって、責任の取り方として、現区議会議長、その議長職を速やかに降りるべきである。

さらに、自民党の執行部の責任は重く、被害額の大部分はこの幹部が弁済すべきで、全く事件に関係していないか、逆に請求しても支払われなかつた方もいるようなので、こうした人たちにも連帯して同額の弁済をさせることは好ましくないと考える。

#### 議会全体の責任等について。

これはあくまでも自民党会派に帰する問題であると言わざるを得ない。議会としては、事件の報告を受けて速やかに代表者会を頻繁に行い、長時間の交渉の結果、自民党に真相を明らかにさせ、臨時区議会の設置や緊急声明、政務活動費横領事件に関する調査特別委員会の設置、プレス発表まで迅速かつ適正な行動が取られたとは大変評価すべきであり、議会全体の責任は既に果たしている。

#### 再発防止について。

再発防止については、現時点では捜査当局が動いておらず、事件そのものの全容が明らかにされていない以上、当特別委員会では適切な再発防止策を示すことには限界があり、今後、議会改革特別委員会や政務活動費経理責任者会議に引き継ぐべきである。

以上、厳しいことを申し述べてまいりましたが、今後とも区民の皆様に対する公共の福祉を第一に、区議会の信頼回復に尽力させていただくことで、意見開陳といたします。

## (4) 墨田区議会民進党

今回の松本氏の業務横領事件については、あるまじき、許されざる行為である。

政務活動費の不適切な使い方については、毎年のように問題が発覚している。我々、民進党本部においても、今年1月に政務活動費の厳格な使用についての決議をした。原資が何であれ、横領することは人として許されない行為であるが、政務活動費の原資は、ましてや税金である。その中で、今回発生した事件は、政治・議会・議員への不信をさらに増長させることになる。

今回の件は松本氏個人による横領とはいえ、政務活動費は会派支給をされている。年度分のとりまとめをするまで1年間知ることができなかった自民党会派の政務活動費の管理の仕方についても問題があったと言わざる得ない。不祥事による議員辞職は墨田区議会史上初めてのことであり、これまで長い歴史の中で積み上げてきた区議会の品位を失墜させるような行為は、断じて許されるものではない。

以下、本特別委員会の中であがつた三つの責任について我が会派の意見を開陳する。

まず、松本氏本人の責任だが、一連の不法行為を認め議員辞職という決断をしたが、もちろんこれで許されるものではない。司直の手により疑義を徹底的に解明されることを望み、また横領した金額の弁済という責任もしっかりと果たす義務がある。

また、何より多くの負託を得て区議会議員として議席を得たにも関わらず、このような不法行為による議員辞職は、区民の期待を裏切ったと言わざるを得ない。本人の信頼のみならず、墨田区議会全体の信頼が揺らぐような松本氏の不法行為について、改めて我が会派としても強く非難をする。

次に、墨田区議会自由民主党の責任であるが、横領行為が発覚するまでに一年要した政務活動費の管理体制や、松本氏を会計責任者に指名した執行部の監督責任、任命責任について言及したい。また、事件の公表時期についてだが、この間、臨時会における議長選出や東京都議会議員選挙があったことを鑑みると、公表時期が適切であったかどうかについては賛否が分かれる。

議会の責任であるが、本特別委員会を通して真相究明、再発防止はもちろんのこと、二度とこのような事件が起きないような仕組みづくり、制度づくりが必要不可欠である。本特別委員会で出た運用指針の見直し、政務活動費の後払い方式、交付方法の見直しなどの問題点を議会改革特別委員会に申し送り、再発防止策を講じ、より透明性の高い議会にしていくことが、区民の負託を得た我々31名の責務である。

墨田区議会史上、最も重大な違法行為を重く受け止め、再び区民の信頼を取り戻すことを我が会派としても誓い、墨田区議会民進党の意見開陳といたします。

## (5) 地域連合「すみだの絆」

今回の松本ひさし元議員による横領事件は、墨田区議会史上、例のないものであり、区議会としての緊急声明にあるように、区民の皆様の税金を原資とする政務活動費の横領は、断じて許されるものではありません。改めて、地域連合すみだの絆としても、強く非難するものです。

また、このような多額の横領事件が1年余にわたり行われていたにもかかわらず発覚しなかったことについては、墨田区議会自民党会派の公金管理体制に瑕疵があったと言わざるを得ません。

一方で、私たち墨田区議会は、単に一会派のずさんな管理に問題があったということ終わらせてことなく、議会としての自浄作用を發揮すべく、本特別委員会を設置し、その真相究明と再発防止を議論してまいりました。

昨年度、私たちは政務活動費の使途について、より厳格に運用することを目的に、新たに「政務活動費の運用指針」を作成し、透明性を更に高めようとしてきました。しかし、今回の事件はこのような政務活動費の使途ではなく、その管理方法が問われたものでした。

委員会の議論でもなされましたが、政務活動費の支給方法を後払いにして、他に流用できないようにすることや、支給先を会派から議員個人にして、その使途を議員個人の責任とした上で、政務活動費を分散させて管理するなど、様々な角度から意見も申し上げてまいりました。また、委員会の中では外部監査の導入といった提案もなされました。

いずれにいたしましても、これだけの不祥事を起こした墨田区議会としては、最も透明で、最も厳格な政務活動費の運用を行う自治体となることで、区民の皆様の信頼を回復していくことが、今求められています。

今後は、政務活動費や議会のリスクマネジメントを含め、議会の在り方そのものを議会改革特別委員会等の中で議論していくことになると思いますが、本特別委員会での議論を踏まえ、私たち、すみだの絆といたしましては、後払い制の実施等も含め、やれることはすべてやるという強い意志をもって、今後ともしっかりと議論していくことを表明し、会派の意見開陳といたします。

## (6) 日本共産党墨田区議会議員団

今回の横領事件に対しては、区民の方々から、「一体、墨田区議会はどうなっているんだ」、「真相解明はもちろんこと、責任の所在を明らかにして、きちんと責任をとるべきだ」など、多くの怒りの声が寄せられました。本特別委員会は、このような声に応え、真相解明はもとより、責任の所在も明確にして、関係者の処分を含めた再発防止策を早急に明らかにして、区民の信頼回復に努めていくことが強く求められています。

まず、横領事件を引き起こした松本前議の責任問題についてです。

松本前議員は、自民党の会計担当になったわずか2週間後に最初の横領を行い、以来、37回にわたって1,840万円もの大金を横領しています。この金額は、1年間に自民党に交付される政務活動費の約85%に当たる額です。

我が党は、なぜこのような事件が起きましたのか、防ぐことはできなかったのか、なぜ次の会計担当に引き継ぐまで1年間も分からなかったのかを解明する必要があると指摘してきました。

松本前議員は、参考人質疑の中で、「父と一緒に経営する会社の経営状況が非常に苦しく、資金繰りとか、経年の借入金の返済が非常に窮しており、それに対する資金の流用です」と答えるとともに、最初の横領となった5月10日の10万円の引き出しについて、「途中経過が会派内で確認されないだろうという予測に基づいて、最後の金額がアジャストしてあれば発覚は免れるに違いないと考えていた」、「10月以降は、感覚が麻痺していったのは間違いない」などと述べています。

地方議員の第一の役割は、税金の使い方を監視して、住民福祉の向上に努めることであり、税金を原資とした政務活動費の不正受給や流用、ましてや横領などは、絶対にあってはならない行為であり、厳しく糾弾されるべきです。さらに、墨田区議会史上かつてなかった不祥事により、議会の信頼を根底から損ねた責任も重大です。

松本前議員が議員を辞職したのは当然ですが、その政治的・道義的責任の重さを深く受け止めて罪を償うこと、横領事件捜査への協力や横領した金銭の弁済などに誠意を持って当たることを強く求めるものです。

次に、区議会自民党の責任についてです。

この横領事件は、年度途中に預金通帳を1度でも確認していれば、その時点で直ちに発覚していたことは明らかです。ところが、「この1年の間に、幹事長などから政務活動費の状況や、通帳などを見せるように指示されたことはなかったのか」との質問に対し、松本前議員は「ありませんでした」と答えています。

政務活動費は公金に準じた厳正な会計管理をするのが当然であり、会派内できちんとした処理が行われていれば、1,840万円にも上る横領は防げたはずです。また、自民党では、慣例として当選1回目の議員が会計担当を行ってきたとしていますが、松本前議員のような多額の借金を負っている人を、きちんとした調査も行わずに、幹事長が会計担当に指名した責任もあります。このような横領事件を引き起こしてしまった会派の責任、特に当時の幹事長の責任が厳しく問われています。

次に、5月23日には会派内で横領が発覚していたにもかかわらず、なぜ7月21日まで公表しなかったのかという問題です。

この間の説明では、会派として事件の公表および告発状の提出等のためには、それに耐えうる証拠を持ち合わせていなければ説明責任が果たせないと判断から、内部調査を先行させたというものです。しかし、自民党の政務活動費の預金通帳にあるべきはずの現

金がなくなつており、松本前議員本人が横領の事実を認めて、会派総会で謝罪をしています。これだけでも横領があつたことの証拠としては十分です。税金を原資とする政務活動費を議員が横領したという大事件を、直ちに区民や議会に報告しなかつた自民党の対応は、絶対に認めることはできません。

更に重大なのは、この問題を公表しなかつた約2か月の間に、議会の役職を決める区議会臨時会があり、都議会議員選挙があつたことです。もし、5月23日の時点で公表されていたら、議会人事も、都議選の結果も違つていたのではないかと指摘されています。少なくとも我が会派が、沖山議長に投票することはなかつたと思います。

さらに、一般論として「企業などの横領の調査には2か月ぐらいかかる」と繰り返し弁明していますが、企業や銀行の場合は、多額に上る資金や会計のうち、どの部分が横領されていたのかをはっきりさせるために、膨大で詳細な調査が必要になります。しかし、今回の場合は、横領されたのは総額が明らかで、預金通帳に振り込まれた政務活動費の範囲内であり、複雑な横領事件とは違います。少なくとも都議選の前には、横領の全貌が明らかになつていたのではないでしょうか。

また、松本前議長は、「会派の指示で、7月上旬まではバッチをつけているように。普段通りに行動して気付かれないようにしなさいとの指示を受けていた」と述べていますが、これではまさに隠ぺいです。公的な議会の場や重要な都議選などで、何もなかつたかのように行動してきたことに対し、区民の批判の声が強くあります。この政治的・道義的責任は本当に重いものです。区議会自民党として、真摯に反省し責任を明らかにすべきです。

特に、沖山議長が、この事実を知つていながら、報告しなかつたことが厳しく問われます。本来であれば、議会で不祥事が起きたら直ちに報告してお詫びし、真相究明や再発防止策の先頭に立つのが、議会の代表者としてあるべき姿です。横領事件があつた時の幹事長としての管理責任と合わせて、沖山議長の責任は重大であり、議長辞職に値すると考えます。

次に再発防止策についてです。

この問題では、委員長の論点整理の中で、議員、会派、議会として早期に取り組むものと、制度改正や他機関等での検討を要するものに分けて整理されています。

早期に取り組むこととしては、各議員が政務活動費に対する意識を高め、厳格かつ透明性の高い運用を実施すること。各会派が、会派内における金銭の管理の徹底や、複数の者によるチェック等を行うこと。経理責任者会議の開催や事務局による定期的なチェックをあげていますが、おおむね賛成できるものです。

特に、経理責任者会議は早急に開催し、具体的に改善する内容を整理して、各会派が共通して実施することが必要なものについては、「政務活動費の運用指針」に盛り込むことが求められます。また、区議会における不祥事の情報共有や公表の基準作成、後払い制や第三者機関によるチェックなどは、議会改革特別委員会の中で協議することを求めます。さらに、しかるべき時期に、区民への報告会や議員の研修会の開催を行うべきと考えます。

最後に、今回の横領事件は、区民の信頼を裏切り、墨田区議会の信用を著しくおとしめるものとなりました。議員及び会派が、このような不祥事を二度と繰り返さない決意を固め、責任を明らかにして再発防止策に全力をあげることが強く求められています。我が党も、そのために力を尽くすことを表明して、意見開陳といたします。

## (7) 墨田区議会公明党

本委員会は横領事件の真相究明と再発防止を目的として設置された委員会であり、委員会審議では主に本人の責任、会派の責任、議会の責任が大きな焦点となった。この委員会での議論経過に即した形で公明党の意見を表明するものである。

まず第1に、松本氏個人への責任である。

区民からお預かりした税金の使い方を決める議員が、会派に支給された政務活動費の管理責任の立場を悪用し、1,840万円を横領した事実は、極めて悪質で、断じて許しがたい行為であると厳しく断罪するものである。

審議の中で松本氏は、政務活動費だけでなく、会派で募った糸魚川市への義援金についても着服し、その後あたかも自身がリーダーのような振る舞いで糸魚川市を視察したことについて報告があった。

他にもこうした仲間の善意を平気で裏切る行動が明らかになったことで、家族や友人・知人、さらには同僚議員がどれほど失望したことか。現在自民党会派で刑事告発すべく準備しているが、単に自分の会派としての問題と捉えるのではなく、彼に裏切られた全ての人の思いを我が思いとして、刑事告発受理に向け、その責任を果たしていただきたい。

委員会質疑の中で自民党幹事長に幾度となく、刑事告発履行へ決意を聞いたが、会派全体でも刑事告発受理に向け、全力を傾注するよう強く望むものである。また会派として、その責任履行は重大であると申し上げておく。

次に、こうした横領事件を起こしてしまった会派としての責任について述べる。

会派における法的責任はないにしても、政治的・道義的責任は極めて重いと言わざるを得ない。私たち公明党は委員会において、3つの政治的・道義的責任の所在について言及してきた。

まず第1に、横領被害額1,840万円についてである。

政務活動費の原資は、区民の税金である。いくら「松本氏の責任」と言っても会派が任命した会計責任者の起こした不祥事でもあり、被害額への責任は会派にもある。この点については、自民党全議員が松本氏に貸付ける形で立て替え、被害額全額を補填するとの報告があった。委員会審議の中で、自民党会派が掌握している松本氏個人の資産状況や負債の範囲などから、立替分1,840万円は返ってこないものと覚悟しての補填であるとの説明もあった。

横領行為を見過ごしていたことについては責任が問われるが、横領額全額を立て替えることで、結果的に区側に欠損額や使途不明金などを出さなかった対応について、横領被害額に関する道義的・政治的責任は果たしたと理解するものである。

第2に、ずさんな会計管理体制の責任である。

半期に一度、1千万円を超える政務活動費が支給されているにもかかわらず、会計責任者が一人体制で一切を任せ、会派組織として定期的にチェックをしていなかった事実は、会派の会計管理責任、監督責任を果たしていなかったと言わざるを得ない。

もし二重三重の会計管理体制が敷かれていたら、こうした事件は起こらなかつたはずである。委員会の中でも紹介したが、わが会派では大切な公金を原資とした政務活動費だからこそ、複数人による会計管理体制を敷き、市販の会計ソフトを活用し、単なる収支だけでなく、複式簿記により資産状況も隨時把握し、通帳確認との突き合わせを毎月行っている。更には公明党東京都本部の協力もあり、公認会計士や弁護士による外部監査も入れてチェックしているのである。

それは、区民から選ばれた議員として、区民を裏切るようなことがあってはならないとの責任感からであり、公金の使い方を監視する議員の当然の責務であると認識しているからである。同じ党から公認をいただき、当選してきた議員を信用・信頼する心情については理解できるが、会計管理を全て担当者任せというのは、会派における政務活動費の会計管理業務の放棄であり、無責任と言わざるを得ない。

この責任は会計管理者を任命し、その監督責任があった当時の執行部、なんんずく幹事長である沖山現議長の道義的責任は重い。この件については、審議の中で沖山現議長から、その責任を認め、幹事長時代の役職報酬について一部自主返納する申し出があった。委員会では責任の取り方についても「議長辞職を」との意見もあったが、議員の責任の取り方についてはまず自らが示すべきであり、この点について沖山現議長が責任を示したことは理解する。今後、自民党会派としてのこの判断・責任の取り方が適切であったのかどうかは、区民に審判を仰ぐことになると認識している。

第3に、公表が遅れたことに対する責任である。

自民党会派は5月23日の事実発覚後、7月21日に公表するまで約2か月間、公表を控えていた。この間には東京都議会議員選挙もあり、あえて都議選後に公表したのではないかとの疑惑が持たれた。我が会派としても、弁護士など複数の法的機関に調査・確認したところ、業務上横領を告発するために様々な帳簿・史料等の入手や、紐づけ作業等、事前の準備が必要であり、その作業には2か月ほどかかることも確認した。

業務上横領事件は墨田区議会史上、初めてのことであり、区議会に対する信頼を著しく失墜させた松本氏の刑事責任は大変重く、議会として刑事告発受理に向けての取組が何よりも大切であると我が会派としても判断していることから、その準備作業を優先させ、2か月遅れたことについては妥当であるとの見解を示すものである。

ただし、1、都議選の時期も重なったことから、都議選への影響を避けるために、あえ

て遅らせたのではないか。2、横領の事実を自認後も事実の紐づけ作業が終わるまで、議員として振舞うよう会派として指示していたこと等に対する謗りは、会派として逃れられないと思う。この点について区民に対し、しっかり説明責任を果たすよう強く求めることである。

以上3点が、自民党会派に対する政治的・道義的責任に対する会派としての見解である。

最後に、議会としての責任について言及する。

今まで墨田区議会は、政務活動費の支出基準については各会派間で何度も話し合い、厳しい基準になっているなど、その透明性についても領収書の閲覧など23区でもトップクラスとの評価もあり、今年度執行分からはネット公開も行うことになっている。

しかし、今回、問題になったのは横領を許してしまった会計管理基準であることから、議会として管理基準の見直しも含め、政務活動費の「抜本的な見直し」が求められると認識している。

今後どのような人が議員として当選していくか分からない。故に今、議会に求められているのは、どのような人が会計担当になろうと、政務活動費の管理基準、そして支出基準に沿って各会派が会計業務を行えば、不正支出など二度と起こらない仕組みをつくることが求められていると認識する。

その視点に立って1、直ちに着手できるものと、2、条例改正など一定の議論を深めた上で結論を出していくものに分けて見直しを図るべきである。

直ちに着手できるものとしては、議員個人が今一度自覚を新たにし、政務活動費の厳格かつ透明性のある運用を行うことは当然として、委員会でも提案のあった、1、1人会派以外は複数人による定期的な会計管理、通帳残高との照合等、会派責任で実施すること。

2、経理責任者会議を設置すること。3、議会事務局としてもチェックの回数を増やすなど関わりを再検討することなどについては賛成する。

条例改正等抜本的な改正が必要な事項については、現在設置されている議会改革特別委員会の中で優先審議していただき、早期に一定の結論を出すことを強く望むものである。その際、議論の焦点として、本委員会でも議論があった、1、後払い制の導入、2、公認会計士や弁護士等の専門家を配置した第三者機関の設置、3、政務活動費の交付金額の見直し、4、会派への交付サイクルの見直しについて充分議論されることを求める。

昨今、政務活動費に関する不正が全国で散見され、区民の関心も高いことから、全てにおいて一定の方向が決定したら、区民に開かれた場で政務活動費改革に関する墨田区としての取り組み経過を説明し、ご意見を伺う必要もあると認識している。また議会で不祥事が発生した場合のルールについても一定の議論が必要なことから、政治倫理についても検討する議会改革特別委員会の中で議論を深め、各会派の合意を得て決定すべきものとの見解を示しておく。

いずれにせよ、議会の責任は、墨田区議会として出した緊急声明にもあるように「今回の事態は当該議員の所属会派の責任はもとより、議会としての対応が厳しく問われている」

と示されているように、議会としての対応が厳しく問われているとの自覚に立ち、今後の議会改革に臨むことを表明し、公明党の意見開陳とする。

## (8) 墨田区議会自由民主党

まず冒頭に、このたびの松本ひさし元議員による政務活動費横領事件に関しまして、区民の皆様、議会の皆様、関係各位の皆様に、多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、会派を代表し、重ねて深くお詫び申し上げます。

もとより本事件は、松本元議員による遵法意識を著しく欠いた行動により引き起こされたもので、高い倫理と品位が求められる公職者としてあるまじきものであり、強く糾弾するものであります。

会派として管理責任があったことは、率直に認めなければなりません。

今回の事件が発生した背景として、会派では、墨田区議会で策定した「政務活動費の運用指針」に則った公金運用を行っていたものの、1、通帳とキャッシュカードを経理責任者1名に管理させていたこと、及び、2、1年間通帳等の確認が行われなかつたことが原因と考えられます。経理責任者を信頼して、その事務を一任していたことが、逆に、悪意を持つ者が犯罪行為を行う隙を与えることになってしまいました。

こうした原因を踏まえて、私たちとして、3つの責任を取ることといたしました。

まず、1つ、横領行為による約1,400万円の実損金額については、区民の皆様の貴重な税金に欠損を生じさせることのないよう、現在所属する12名の議員の出捐で、これを補填することといたしました。

また、2つ、私たちは強い処罰意思を持って、松本元議員を刑事告発するため、既に具体的な手続きに入っており、これを必ず貫徹させます。

さらに、3つ、会派としての管理責任を自ら示すため、当時の会派責任者である沖山前幹事長が当時在任していた議会運営委員長の報酬総額から10%を、前の臨時会から遡って次の臨時会まで、1年分返還することを申し出ました。その上で、沖山前幹事長は、議長として最後までこの問題に真摯に取り組むことで、再発防止を含めた議会改革につなげる強い決意を示しています。

加えて、当面の対応として、会派では、1、政務活動費の通帳は幹事長が持ち、2、執行部とは別に監査役を定めることとしました。さらに、3、毎月25日の会派定時総会時に通帳に記帳し、監査役が出入金記録を確認し、4、毎年9月末に政務活動費を一度精算することとしました。

今回の横領事件を受け、他の会派の皆様のひとかたならぬご協力をいただき、全会一致での緊急声明の表明及び本委員会の設置等、一緒になって、議会としての対応を真剣かつ熱心にご審議いただきました。誠にありがとうございました。

このような中、議会としては、前代未聞の不祥事に、議会全体として二度とこのようなことが起きることがないよう、再発防止に関して、以下の提案を行うものです。

第一に、現金出入の際、区議会事務局協力のもと、チェックする仕組みをつくるなど、出納管理を厳格化することです。第二に、出納管理及び使途について、更に透明性を高めるという観点から、議会以外の第三者の視点を入れ、公認会計士や弁護士による監査体制を確立することです。第三に、議員による議場外での違法行為等の対応に対する危機管理について、しっかりと議会としての対応要領を、条例化を含めて検討すべきであるということです。

私たちを含めた多数会派については、近年、政務活動費の未執行が常態化しており、現状の返還金に鑑みて、現実にあった支給額となるよう、計算式を改めるなどの工夫が必要です。

これらについては、事務局職員の増員や議会費の増額等を区長部局に求める必要があり、本委員会以降の議会における具体的議論を待つことになりますが、会派としてはこの問題に真摯に取り組み、区民の皆様に理解される解決策を提示していきたいと考えております。

以上で、自由民主党の意見開陳とさせていただきます。